

【小規模オーナー社長、個人事業主必見！】

会社の「経費」を使って手元キャッシュを最大化する方法のご提案

あくつFP事務所 阿久津和宏

会社の「経費」を使って手元キャッシュを最大化する ①

一生涯の保障を“タダ同然”で手に入れる方法

オーナー社長になったからには「医療保険」や「がん保険」を【個人】で加入しては「損」です。これらは【会社】の「経費」で保険料を払ったうえで、最終的に【社長】は一生涯の保障を“タダ同然”で手に入れる方法があるからです。これはオーナー社長だけに許された「特権」ですから、使わない手はありません。今すぐ検討してください。

例えば、次のような「医療保険」や「がん保険」に【法人】を契約者に【社長】を被保険者に加入します。保険料は「全額損金」(経費)です。これだけ見ると、何の魅力もないように映ります。しかし、本プランを使えば、保険料支払終了後は【法人】から【個人】に名義変更することで、【社長】は“タダ同然”で一生涯の医療保障を手にするのです。

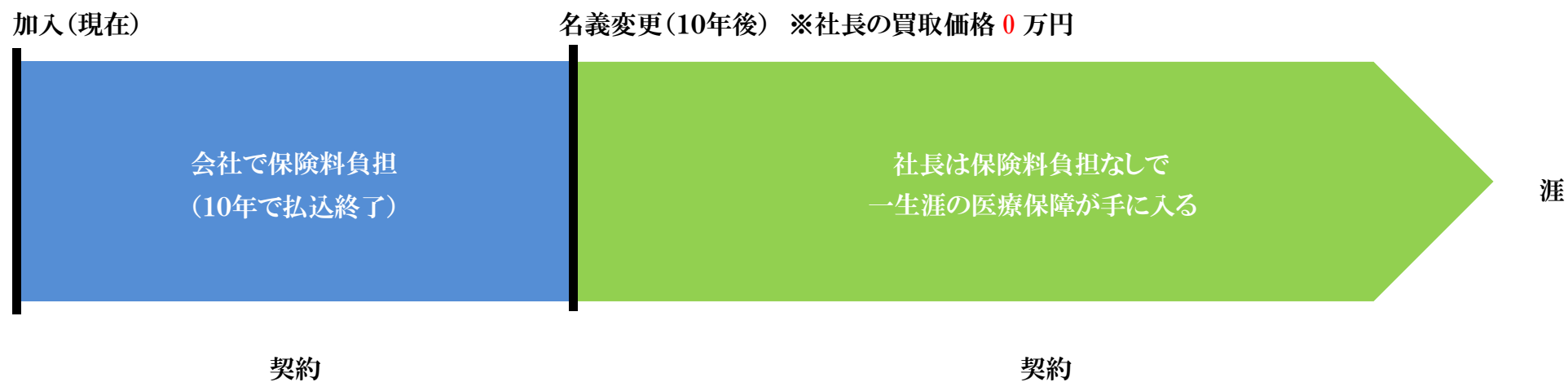
45歳男性・医療保険(短期払い終身)の例

契約者	法人	保険料負担	法人
被保険者	社長	給付金受取	法人
保険期間	終身	保険料払込期間	10年
入院給付金	日額10,000円	年間保険料	170,035円

繰り返しますが、【個人】で「医療保険」や「がん保険」に加入していれば、「税金」と「社会保険料」を支払った「後」の“可処分所得”の中から保険料を払うことになります。しかも、その支払いは終身タイプの「医療保険」や「がん保険」に加入していると、何十年(または終身払い)も続きます。節税面も生命保険料控除が「最大4万円」あるだけです。

ところが、このプランでは保険料を経費(全額損金)で落としながら「10年間」で終わってしまいます。支払いが終われば後は生涯の医療保障が続くだけです。そこで、支払いが終わったら契約名義を【法人】から【個人】に書き換えてしまいます。形式上は社長個人が法人から「保険契約を買い取る」ことになります。そうはいつでも、..

このプランには解約返戻金がありません。よって、買取価格も「0 円」になり、【法人】から【個人】への譲渡が完了します。こうして名義変更が完了すれば、社長個人の手元には支払いを終えた一生涯の医療保障が残るわけです。



名義変更完了後の契約内容

契約者	社長	保険料負担	—
被保険者	社長	給付金受取	社長

保険期間	終身	保険料払込期間	—
入院給付金	日額10,000円	年間保険料	—

>>> これが、社長が“タダ同然”で「医療保険」を手に入れることができるカラクリです。

■ 個人加入と法人加入の実質負担を比較！

先プランで個人加入と法人加入との実質負担を比較してみます。仮に、社長が33%の税率(所得税・住民税)だとすると、個人加入で軽減される税額は13,200円(生命保険料控除4万円×33%)になり、実質負担は計 **156,828 円** になります。

加入区分		個人加入		会社加入	
年払保険料		税軽減効果	実質負担	税軽減効果	実質負担
1年目	170,035 円	13,200円	156,828 円	51,105 円	119,245 円

総払込保険料	170,350 円	66,600円	1,568,280 円	510,080 円	1,192,450 円
--------	-----------	---------	-------------	-----------	-------------

実質負担の差:375,830 円

一方、会社加入で軽減される税額は **51,105 円**(年払保険料×実効税率29.97%)になり、実質負担は計 **1,192,450 円**になります。両者には実に **375,830 円**の「差」があります。個人加入の実質負担と比べるとおよそ**30%**安い負担額です。つまり、同じ「医療保険」でも会社加入なら**30%**も安く加入できることになり、この「差」がそのまま本プランの経済メリットにつながるのです。

ちなみに、ですが、前期払とも比較しておきます。

生命保険料控除VS法人の損金			生命保険料控除				法人の損金			
医療保険	月額保険料	トータル 保険料	所得控除額	税率20%時 の節税額	実質保険料	実質トータル 保険料	損金参入額	節税額	実質保険料	実質トータル 保険料
全期払	5,074	2,435,520	25,239	8,329	52,559	2,102,365	60,888	18,266	42,622	1,704,864
10年	14,169	1,703,500	40,000	13,200	156,828	1,568,280	170,350	51,105	119,245	1,192,450
5年	35,754	2,145,240	40,000	13,200	415,848	2,079,240	429,048	128,714	300,334	1,501,668

■このプランのデメリットとは？

ただし、このプランにはデメリットもあります。それは、「医療保険」や「がん保険」の給付金が会社の「雑収入」になるということです。給付金は「見舞金」という形で【社長】に支給する方法がありますが、その金額については“社会通念上相当とされる範囲”となっていて、慣例では5万円程度とされています。とはいえ、です。

このプランのトータルメリットを考慮すれば、これは大した問題にはならないはずです。その理由を以下に挙げます。

理由1.	社長が病気やケガで入院などすれば売上低下を余儀なくされる会社が多い。 会社が受け取る給付金はその「 営業補償 」になる。
理由2.	保険契約はいつでも名義変更できる。社長個人で給付金を受け取れば「 非課税 」になる。 名義変更しても保険料払込期間中なら課税関係も発生しない。
理由3.	いずれにしても、これは 保険料払込期間中 に限った給付金の話である。

保険料払込満了後は社長の個人契約になり、給付金は「非課税」になる。

さて、このプランは【会社】の「経費」で保険料を払ったうえで、最終的に【社長】は一生涯の保障を“タダ同然”で手に入れることのできる合理的なプランです。

以上を踏まえたうえで、ズバリ、質問です！

もし【個人】で「医療保険」や「がん保険」に加入しているなら・・・

この機会に「医療保険」や「がん保険」を個人契約から法人契約に切り替えて

社長も“タダ同然”で一生涯の保障を手に入れませんか？



あなたの答え： YES or NO

答えが「YES」なら最適プランをシミュレーションいたします

あくつ FP 事務所 Tel.050-3707-3507 Mail : info@fp-1.info

*

会社の「経費」を使って手元キャッシュを最大化する ②

“ほぼ無税”で「死亡保障」と「老後資金」を同時に準備する方法

次に「死亡保険」です。本スキームを導入したからには「死亡保険」も【個人】で加入しては「損」になります。なぜなら、“ほぼ無税”で「死亡保障」と「老後資金」を同時に準備する方法があるからです。そのカラクリを説明しましょう。

たいていは【法人】で「死亡保険」に加入すると、左のような契約形態で加入します。しかし、このプランでは違います。右のような契約形態で加入します。こうすることで、【法人】が支払った保険料は【社長】に対する「給与」になり、全額経費(損金)で取り扱えるようになります。「だから何だ?」とお思いでしょうが、ここに秘密が隠されています。

【通常の法人契約】

契約者	法人
被保険者	役員・従業員
保険金受取人	法人
経理処理	保険種類による(資産計上・全額損金・1/2損金など)

【死亡保険全額損金プラン】

契約者	法人
被保険者	役員・従業員
保険金受取人	役員・従業員の遺族
経理処理	全額経費(損金)

新設法人から受け取る報酬を思い出してください。全額給与所得控除65万円の範囲内にするために月額5.4万円に設定しましたよね。このうち社会保険(健康保険+厚生年金)の個人負担が月額11,378円です。すると、残り42,622円(54,000円-11,378円)が手取りということになるわけですが、ここで考えてみてほしいことがあります。

➤➤➤ これって本当にキャッシュで受け取る必要がありますか？

繰り返しますが、これまであなたが【個人】で「死亡保険」に加入していれば、節税面ではいくら保険料を払おうが生命保険料控

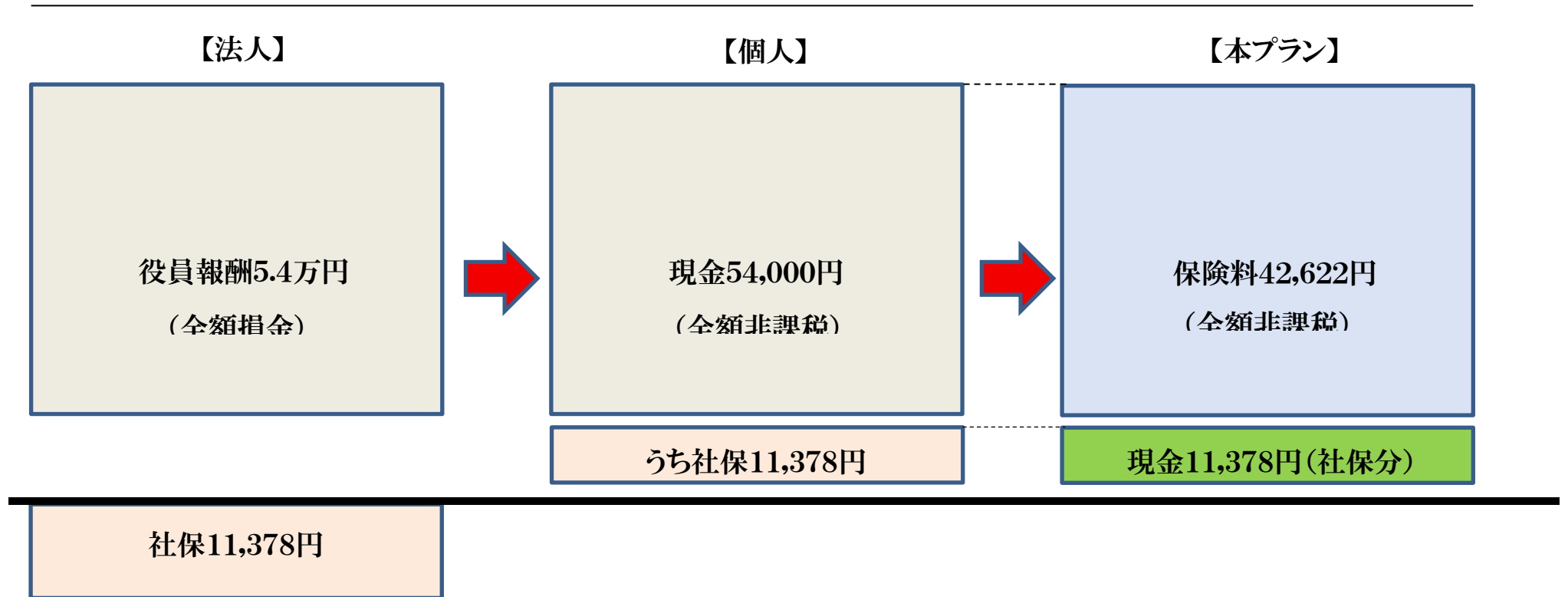
*

除が最大4万円あるだけです。ところが、このプランではその保険料が46,622円以下なら【法人】は全額経費化できるのです。

ここでの保険料は【社長】に対する「給与」になり、その給与は【会社】にとって「経費」になるからです。

一方、【社長】にしても、保険料が46,622円以下なら全額給与所得控除65万円の範囲内で「非課税」になります。すなわち、このプランでは【会社】にも、【社長】にも“税コストが発生しない”というわけです。図にすると、こうなります。

このプランの概念図



さらに、「死亡保険」には解約返戻率が100%を超えるものがあります。例えば、「終身保険」「長期定期保険」という保険種類がそうです。こうした保険種類を使えば、「死亡保障」だけでなく、「老後資金」も同時かつ有利に準備できます。【個人】の資産形

成を【法人】の「経費」で落とせるようになるからです。しかも、そうやって【法人】の「経費」で落としながら貯めたキャッシュを、

》》》 最終的に【個人】は“ほぼ無税”で受け取れるとしたら、どうでしょう？

終身保険見積もり例

被保険者	保険期間	保険料払込	保険金額	保険料(月払)
45歳男性	終身	65歳払込	100万円	44,823 円

払込保険料	払込満了時の解約返戻金	返戻率
10,257,600 円	11,134,800 円	108.5%



“ほぼ無税”で受け取れる！

現在、【個人】で「預貯金」や「株式投資」などの資産形成を行っているなら、それは「税金」や「社会保険料」を控除された“残り”

の可処分所得の中から拠出していることとなります。ならば、【会社】の「経費」を使って資産形成した方が「ダンゼンお得ですよ！」ということです。以上を考えると、もはや【個人】で「死亡保険」に加入している意味はなくなるのではないのでしょうか！

■なぜ“ほぼ無税”で受け取れるのか？

このプランでは保険料払込満了後に【法人】から【個人】に契約名義を変更します。こうすることで、【会社】の「経費」を使って貯めたキャッシュを最終的には【個人】が“ほぼ無税”で受け取ることができます。なぜそんなことが可能なのか？

税制上、保険契約を【個人】に名義変更するときは「一時所得」として課税されます。一時所得は次の計算式で算出されるわけですが、ここで重要なのが「収入を得るために支出した金額」です。この金額が多いほど、収める税金は少なくなるからです。

$$(\text{総収入金額} - \text{収入を得るために支出した金額} - \text{控除額50万円}) \times 1/2$$

では、このプランの場合はどうなのか。税法ルールでは次のように規定されています。つまり、このプランの支払保険料の全額を「収入を得るために支出した金額」にできる、ということです。

生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得の計算

居住者が支払を受けた生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得等の金額の計算上、その支払を受けた金額から控除することができる事業主が負担した保険料等は、給与所得に係る収入金額に算入された金額に限ることとする。（所得税法施行令第183条、第184条関係）

（注）上記の改正は、平成23年6月30日以後に支払われるべき生命保険契約等に基づく一時金等について適用する。（附則第5条、第6条関係）

例えば、先の終身保険の例では払込保険料が**12,564,000円**、解約返戻金が**13,249,800円**です。これを一時所得の計算式に当てはめると、 $(\text{解約返戻金 } 13,249,800\text{円} - \text{払込保険料 } 12,564,000\text{円} - \text{控除額 } 50\text{万円}) \times 1/2$ となり、一時所得の金額はわずか**92,900円**で済んでしまうのです。仮に、最高税率55%がかかっても「**税額5万円**」ほど。“**ほぼ無税**”でしょう。

■保障機能は【個人契約】と変わらない！

メリットはまだあります。保障機能は【個人契約】と変わらないということです。通常の法人契約では万一があった場合は【法人】に「死亡保険金」が支払われます。すると、「死亡保険金」は【法人】の「益金」になり、そのままでは多大な税コストが発生してしまい

*

ます。ところが、このプランではそうはなりません。「死亡保険金」はダイレクトに遺族に支給されるからです。その際は遺族に「相続税」が課税されます。これは実質的な保険料負担者を「被保険者」とみなし、「被保険者」の財産である保険金を遺族が相続したと扱うからです。（※実際、このプランの保険料は「被保険者」の生命保険料控除の対象になります）

以上を踏まえたうえで、ズバリ、質問です！

もし【個人】で「死亡保険」に加入しているなら・・・

**この機会に「死亡保険」を個人契約から法人契約に切り替えて
“ほぼ無税”で「死亡保障」と「老後資金」を同時に準備しませんか？**



あなたの答え： YES or NO

答えが「YES」なら最適プランをシミュレーションいたします。

■ 会社概要/プロフィール

団体名称	あくつFP事務所
代表者	阿久津 和宏
設立	2013年11月
所在地	〒360-0816 埼玉県熊谷市石原 641-3
業務内容	(1) 社会保険料削減コンサルティング (2) 国民健康保険料削減コンサルティング (3) 資産形成・資産保全コンサルティング (4) 確定拠出年金・生命保険コンサルティング (5) 行政書士業(契約書・許認可等) (6) 記事の監修・執筆